

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 3 年 3 月 4 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第2号）

令和3年3月4日

開 議	午前9時30分
日程第1	諸般の報告
日程第2	議案第3号 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度岩出市一般会計補正予算第8号)
日程第3	議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第4	議案第5号 岩出市債権管理条例の制定について
日程第5	議案第6号 岩出市学校給食費に関する条例の制定について
日程第6	議案第7号 いわで御殿設置及び管理条例の全部改正について
日程第7	議案第8号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について
日程第8	議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正について
日程第9	議案第10号 令和2年度岩出市一般会計補正予算(第9号)
日程第10	議案第11号 令和2年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
日程第11	議案第12号 令和2年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第12	議案第13号 令和2年度岩出市下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第13	議案第14号 市道路線の認定について
日程第14	議案第15号 いわで御殿の指定管理者の指定について
日程第15	議案第16号 令和3年度岩出市一般会計予算
日程第16	議案第17号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計予算
日程第17	議案第18号 令和3年度岩出市介護保険特別会計予算
日程第18	議案第19号 令和3年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
日程第19	議案第20号 令和3年度岩出市墓園事業特別会計予算
日程第20	議案第21号 令和3年度岩出市水道事業会計予算
日程第21	議案第22号 令和3年度岩出市下水道事業会計予算
日程第22	発議第1号 産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出について

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第 3 号から議案第 15 号まで及び議案第 17 号から議案第 22 号までの議案 19 件につきましては、質疑、常任委員会への付託、議案第 16 号につきましては、質疑、特別委員会の設置、付託及び委員の選任です。発議第 1 号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○福山議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

議員から提出のありました議員提出議案は、配付のとおり、発議 1 件であります。以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 2 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度岩出市一般会計補正予算第 8 号）～

#### 日程第 14 議案第 15 号 いわで御殿の指定管理者の指定について

○福山議長 日程第 2 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度岩出市一般会計補正予算第 8 号）の件から日程第 14 議案第 15 号 いわで御殿の指定管理者の指定の件までの議案 13 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第 55 条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間 40 分以内で通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第 3 号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 皆さんおはようございます。

質疑通告に基づきまして、質疑を行わせていただきます。

まず、議案第 3 号については、1 点お伺いをしたいと思います。

今、新型コロナの感染拡大が広がってくると、こういう状況が、今とどめを知ら

ないという状況があります。そんな中で、新たに新型コロナの異種という異なった当初から違った部分なんかも発生してきている中で、岩出市として、この新型コロナのワクチンの開発が進んできた。そして今度、これを接種するという方向が、今進められてきています。今回のこの補正予算では、こういった新型コロナワクチンの接種、この予算も計上されているわけなんです。岩出市として、この接種を進めていく計画内容、これをどのように行っていくのかという点、この点だけお伺いをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 皆さん、おはようございます。

増田議員の質疑にお答えをいたします。

新型コロナワクチン接種を進めていく計画内容についてはありますが、市では副市長の下、関係する総務課危機管理室、地域福祉課、子ども・健康課及び保険年金課の職員により、1月26日に新型コロナウイルスワクチン接種対応プロジェクトチームを立ち上げ、接種体制を整備し、準備を進めているところでございます。

現段階では、総合保健福祉センターを会場とし、原則として集団接種を予定しておりますが、今後、国の状況によっては、一部個別接種を実施することも視野に入れる必要があると考えております。

高齢者への接種券等の発送は、3月下旬に終了する予定にしており、同時にコールセンターを設置予定にしております。また、高齢者接種につきましては、ワクチンが届き次第、接種開始できるよう準備をしており、現時点では期間は4月中旬から、おおむね8月末までの予定であります。なお、高齢者以外の接種日程は、ワクチンの入荷状況を踏まえ計画してまいります。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、集団接種関係が主な形で進めていくんだということです。この集団接種の関係では、大体1日何人ぐらいを接種する、そういう市としての考えを持っておられるのかという点と、現実には、このワクチンの確保というのがなかなか難しいということで、自治体も供給量がどれぐらいになるのかという点なんかも非常に危惧をされているという点があるんですが、少なくとも今回のこの新型コロナのワクチン接種の点で、市として注意しているような点とか、現実には1日どれぐらいの接種される予定なのか、1か月に何回ぐらい接種をされる予定を考えておられるの

か、この辺をちょっとどういう体制でやっていくのかという点、この点だけ再度お聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員、再質疑の1点目、1日何人接種するのかにつきましては、現在調整中であり、明確にちょっとお答えできかねます。と申しますのが、今、那賀医師会との調整において、何人の医師の先生方が参加していただけるのか、その数がまだ確定しておりませんので、1日何人というところは、まだはっきりとしたお答えはできないという状況でございます。

注意している点につきましては、ワクチンの取扱いが非常に難しいという、低温を管理せねばならないということで、その点が上げられると思いますが、超低温冷凍庫について、あいあいセンターに設置するという方向で、今話を進めております。以上です。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第4号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第4号では、今回は国保税の条例の一部改正ということであります。今回は、この条例改正において、利用者、国保加入者ですね、国保加入者における影響額と対象の見込人数、この点をお聞きしたいと思います。

そして同時に、なぜ今回、この条例改正を行わなければならないのか、この理由についてお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 1点目の条例改正における影響額と対象見込人数はについてありますが、まずは保険税率の算定項目の1つである資産割の計画的な削減に伴う保険税の減収分を1,220万円と見込んでおり、また保険税額は世帯ごとに計算されますので、人数ではなく、対象見込世帯数は市内に固定資産を保有している4,129世帯を見込んでおります。それと併せて、和歌山県が算定した本市の令和3年度の国民健康保険事業費納付金額のうち介護納付金分について、資産割を除く現行税率による賦課総額から510万円の減額を見込んでおります。介護納付金分が課税される対象見込世帯数を3,216世帯と見込んでおります。

次に、2点目の今回条例改正を行わなければならない理由はについてであります  
が、和歌山県が策定した国民健康保険運営方針において、保険税額の算定方法を所得割、資産割、均等割、平等割による4方式から、令和9年度までに資産割を廃止した3方式による統一保険料を目指すとされていることを受け、本市においても、毎年、資産割の計画的な削減を行っているところであります。今回も資産割の税率を引き下げるとともに、令和3年度の国民健康保険事業費納付金額を納めるために必要であると県が提示した標準保険税率を踏まえ、介護納付金分の現行税率を引き下げするため、国保税条例の改正を行うものでございます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第7号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第7号では、いわで御殿の管理条例関係なんかを改正するという条例であります。今回、いわで御殿については、指定管理者制度を導入するということが、後の議案でも出てきているわけなんですけど、今回、このいわで御殿について、そもそもなぜ指定管理者制度を導入するのか、その理由。

それと活用方法については、市のほうについても、これまで適切な方法を考えて行っていくんだということを言われていました。4月以降のいわで御殿についての活用方法については、どのような形で行っていくのかという点を決定したのかという点、この点を2点目にお聞きをしたいと思えます。

3点目については、お風呂の利用料金というものが非常に高く改正がされるというようになっています。この点については、大人が700円にまで引き上げると、小学生以下については500円というような形で、これまでの利用料とは違って大幅に引き上げられる、そういうようなことになります。まさにこういうような点においては、市民の大きな負担になるというようになりますが、この点で、なぜこのような料金改正を行うのかという点、この点をお聞きしたいと思えます。

また、第9条において使用料の全部、または一部を免除できる対象者ということも書かれているんですが、この条項における免除対象者というのは、どういう方がその対象になるのかという点、この点をお聞きしたいと思えます。

そして、5点目には、第10条の第4項で、あらかじめ市長の承認を得て定められた基準によって利用料金を減免すると、または還付することができるというところがあるが、これはどのような場合に減免、還付をされるのかという点、この点をお聞きしたいと思えます。

思います。

○福山議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

1点目、指定管理者制度を導入する理由としましては、令和元年9月末に施設活用していた前事業者が撤退したことから、今後の施設活用を図る上で、従来どおりの運用を見直し、民間事業所が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図り、施設の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者制度を導入することとしました。

ただし、従来の業務委託では、浴場事業については、市から受託者に業務委託費を支払い、入浴料金は市の収入となるものの、光熱水費や建物に係る設備等の点検費用などの経常経費は全て市が負担しておりました。

一方、デイサービス事業分については、行政財産として条例に定める使用料を社会福祉法人から徴収していましたが、これらの歳入を差し引いても、毎年多大な経費負担を強いられてきたところであります。

このたびの公募に当たっては、委託料を支払わないという厳しい条件で公募を行ったところ、議案第15号に記載の事業所1社のみから応募があったものです。指定管理者の計画書によりますと、計画どおりに収益が上がったとしても、当初1年余りは大きな赤字を生むこととなり、累積で黒字に転じるまでは相当期間が必要であることがうかがえます。

市としましては、このように厳しい状況であることは認識しているところですが、市民サービスの継続のため、指定管理者にはできるだけ努力して施設の運營業務を続けていただけるよう、今後の経営状況を見守っていくつもりです。万が一、運営継続が困難になった場合には、市民サービスの継続のためには、再度条件を見直す可能性が生じる場合があるかと思えます。

2点目の活用方法はどのように決定したのかにつきましては、市が施設の主たる目的である入浴施設の継続を条件に、住民ニーズを反映し、地域の発展や環境の特性を生かし、広く市民の方々に利用してもらえるよう、施設を活用した自主事業を実施とする指定管理者制度の導入を決定いたしました。

3点目の利用料金につきましては、指定管理者が安定した収益を図るため、上限を大人700円、小学生以下500円と設定したものです。指定管理者は、この範囲内において利用料金を定めることとなります。近隣の入浴施設の金額を参考に定めたも

ので、妥当な金額であると考えます。

4点目の第9条における使用料の全部、または一部を免除できる対象者につきましては、市が管理する場合に適用されるものであります。対象としましては、公的機関以外では、市内の同好会、サークル等の団体、または市民活動団体等が要件に満たした場合に、会議室等の施設使用料の減免対象となりますが、風呂の利用料には適用いたしません。

5点目の第10条第4項の利用料金の減免、または還付につきましては、指定管理者が減免、または還付について基準を定め、市長の承認を得た場合に減免、還付の適用をすることができることとしております。指定管理者から申出があった場合に判断いたします。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今お答えいただいたんですが、その中で、委託料を支払わない方法というように言われました。そういう点では、今回の指定管理を受けた事業所ですね、ここについては、どのような形で営業というんですか、行って行って、委託料そのもの自身は支払わないという、この辺のところはちょっと、もうひとつ分からないので、もう一度、その中身、なぜ委託料を支払わないでもよいような形になるのかという点と、あと、活用方法については、今回、後の条例で出てくる、この事業所さんがそもそも管理運営というんですか、全体を運営していくという、そういう捉え方でいいのかという点と、あと、お風呂の利用料金なんですが、先ほど近隣の状況も考慮して妥当だということと言われたんですが、現実的には、いわで御殿については、民間の業者さんなんかのように、薬湯とか、サウナとか、そういうのは一切ついてないですよ。

そんな中で700円と500円という、そういう金額を設定してきているんですが、先ほどの中では、上限を決めたという中での範囲内で決めるんだということと言われました。現実的には、この辺のところは、市として、上限がそうだったとしても、今後の運営については、料金設定は幾らになるのかというようなことなんかも、水面下の中では話なんかもされているんじゃないかなというふうに思うんですが、この辺についての金額設定、この辺は、市として業者にどのような対応を取ってこられたのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

それと、5点目のところなんですが、利用料金を減免するという、この規定については、管理運営する、その指定業者の方に対しての状況だということでした。こ

の点では、利用料金の減免、または還付することはできるということなのですが、そもそも減免、還付、こういうことをしない場合の業者に対する利用料金というのは、幾らとしてなっているのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

それと、今の利用料金、これから市として減免とか還付するという、この場合にどれくらいの金額を指定管理を受けたそういう業者に対して、還付というんですか、減免、それをできる範囲というのは、どれぐらいまでを想定しているのかという点、この点だけちょっとお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、指定管理者の事業ですけれども、提出された事業計画によりますと、公衆浴場については温泉入浴施設とする、自主事業として温泉利用型デイサービスを実施するとなっております。委託料を支払わないということで、入浴使用料収入と自主事業の収入を財源とし、温泉入浴施設と自主事業である温泉利用型デイサービスの経費に充てるという計画となっております。

次に、今回の指定管理者からの計画では、大人700円、小学生500円という計画となっております。

次に、減免につきましては、指定管理者が市条例の金額の範囲内で指定管理者が定めるものでありますので、市からは減免等の働きかけはできません。

以上です。

失礼いたしました。減免に対しましては、指定管理者が運営する場合は、指定管理者が決めるということになりますので、市として、減免に対してどういうということとかは指示することはできないという状況であります。

活用方法については、先ほどお答えしたとおりです。議員のご質疑の活用方法についてということで、条例改正が指定管理者限定の条例改正かというふうなご質疑であったかということですが、この条例改正につきましては、市が管理する場合と指定管理者に管理を委託する場合と、二通りの部分を入れた条例改正となっております。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほど、お風呂については、温泉利用型の施設とやっていくんだという、そういうお話もありました。その点では、施設そのもの自身で、かなりお風呂なん

かも活用されるんであろうということなんかは想定されるんですが、そんな中で、厳密的には、これまでいわで御殿のお風呂を利用されてきた方においては、今後、こういうような高額という形の部分になるとしたら、やはり少し納得できないと、なぜそないなるんだという声が上がると思うんですね。

そういう場合に、市としての補助というんですか、そういうことなんかは、市として、市民の負担軽減という部分について、何か対応策という部分、補助制度というんですか、そういう部分なんかも考えておられるのかどうかという点と、5点目のところで書かれているという部分については、第10条の4項というのは、そもそも指定管理者で利用される方の部分の項目なのか、それとも、先ほど第9条の部分で言われている部分とは、少し違うと思うんですね。9条では、一般的なサークル団体とか、そういう部屋なんかを利用するという方の減免の対象のどこだと思うんです。

10条の4項というのは、業者そのもの自身についての施設の使用料金、それに該当する部分なのか、この点をもう一度お聞きをしたいと思うんです。

現実的には、指定管理者そのものについての減免するための規定なのか、その辺のところはどうなのかというのは、ちょっと分かりにくいので、もう一度お聞きをしたいと思うんです。

私は、10条の4項というのは、指定管理者のための状況ではないのかなというふうに感じたところもあったので、だから、当初の指定管理者がどのような形で、市に対して利用料というんですか、があって、減免をした場合には、それはどれぐらいまで下げるといえることができるのかという、そういう規定だと思ったので、その辺のそこだけ、10条の4項というのは、誰を対象にしたものなのかという点だけ、ちょっと改めてお聞きをしたいと思うんです。

○福山議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

まず、料金設定につきましてですが、市が補助するようなことを考えていないかということですが、今回の条例改正におきましては、指定管理の前提となる条例の改正を行ったものでありまして、実際のことにつきましては、指定管理者が運営の中で決めていくということになります。

ただ、今の状況の中では、大人700円、子供500円という意向では来ておりますので、もしこの料金設定が市民さんに受けられないという場合につきましては、当然、

これは利用者も減少し、指定管理者の収入も減少してくることとなります。そうならましたら、市場原理といいますか、そういう働きによって、料金の引下げとかも考慮しなければならないこともあるでしょうし、また、それに見合ったサービスの向上というのにも必要となってくると思います。それ自体が指定管理者制度の特徴とも言える民間事業者による弾力的な運用というふうになっておりますので、このたびの指定管理者の条例の改正の意義があると思います。

結果的に申しますと、市は、現時点では、入浴料金に対しまして補助を出すというようなところは、現在は考えておりません。

次に、第10条4項の使用料の減免ですが、これは指定管理者が独自の運営の中において、お風呂であるとか、会議室であるとかというのを減免することを市の承認を得て実施するものでありますので、市が指示するものや、市に支払うものを市が減免するというようなものでありません。あくまでも指定管理者が自主の事業において、自分の収入を削って減免するというものであります。

一例としては、例えば、指定管理者が実施するイベントや市の何か行事にあつて、じゃあ、この日だけは無料にしましょうということを指定管理者が行う場合に、市がそれを承認して、減免を実行するというような条項でございます。

○福山議長 続きまして、議案第8号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第8号については、2点お伺いしたいと思います。

条例の中では、傷病手当金というようなことが出てきているんですが、この傷病手当金というのは、1日当たりの支給額というのがどういうものなのかという点と、条例の中で、中華人民共和国から世界保健機関に新たに報告されたものに限る感染症というような書き方があるんですが、これはどのようなものを指しているのかという点、この点を聞かせていただきたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 1点目の傷病手当金の1日当たりの支給額についてはであります。今回変更ございませんが、被保険者の収入に応じて異なり、国が示す支給基準に基づき、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する額を1日当たり支給することになります。

2点目の中華人民共和国から世界保健機関に新たに報告されたものに限る感染症とはどのようなものなのかについてであります。現在、世界で流行している新型

コロナウイルス感染症のことをございます。国において、新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等対策特別措置法の特例を定めている附則第1条の2を削る改正とともに、定義を具体的に書き下ろす形に改正された新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本市条例も当該改正法を引用する規定に改正を行うものであります。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 要するに、今回の条例については、国の法令が変わったから、今回この条例が変わったんだというふうに認識するんですが、ただ、その場合でも、今、イギリスでしたかね、新たに異種という、そういうものなんかが出てきているわけなんです、その点からいうと、当初の中国から出てきた部分とは全く違う形の部分になるわけで、そういう点では、国としても、新たなこういう部分なんかも含むという解釈でいいという、そういう認識で、そういう部分も含めて、新たな異種というやつも含めた考えだということでもいいという点だけ、ちょっと確認だけさせていただきたいと思うんです。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

イギリス等の新たな分も含まれるのかということをございますが、今回、国で想定しているのは、中華人民共和国由来のもの、武漢由来のものということで、イギリス等の部分も含まれるという解釈で結構かと思えます。ただ、これからイギリスなり、それぞれの変異種が大きな影響を持つに至ったときは国も考えるんですけども、今回については、全て中国由来のものという出発点でいくということになります。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第9号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 介護保険条例の一部改正については、今回、基準月額、これが見直されて、かなり大幅な月額基準になっていくわけなんです、そもそも、今回、基準月額の見直しという部分がされる、その大きな要因というのは、どのようなものが見直しの要因になっているのかという点、この点をお聞きをしたいと思えます。

それと、実際の利用者なんかについての負担軽減、これをやっぱり大きな負担にならないような対策というのが、市としても対応が求められてきているというふうに思うんです。そういう点では、現実的には、見直しをされる大きな要因に対して、どのような対策、それを市として取っているのかと、また取っていかうというように形をしているのかという点、この点だけお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 通告に従い、増田議員のご質疑にお答えいたします。

ご質疑の1点目、基準月額の見直しの理由についてですが、全国の各市町村は、介護保険法に基づき、第8期介護保険事業計画を策定し、令和3年度からスタートするに伴い、介護保険料基準月額も見直しを行うものです。

2点目の負担軽減対策の対応につきましては、低所得者の保険料軽減措置として、保険料段階第1段階から第3段階の方の保険料の負担割合を本来の割合から引き下げています。軽減措置に係る費用につきましては、国・県・市がそれぞれの割合において負担することとなっております。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今回、介護保険条例の一部改正、これをしていく大きな要因という部分については、この後の来年度というのかな、その部分の中での保険給付費、これは多分大幅に増えるからと、そういう部分の大きな基準月額の見直しという理由だと思うんですね。

そういう点では、来年度の部分を見てもみますと、保険給付費については、居宅介護サービス給付費と施設介護サービス給付費というところで1億3,000万円という部分、大きな伸びがあるんですが、市として、こういう理由、大きな伸びをどういうような形で、なぜこういうような形を見たのかという点で、今回の基準月額の見直し、要するに、その部分について、大きな超える部分を全て介護利用者に対して、税収入としてもらっていくという形の対応になったと思うんですね。

そういう点では、そもそもの条例改正をしていく理由としての給付費の伸びというのが、なぜそういうような形になったのかと。説明の中では、介護認定者数というのが減ったと、減になりましたというような説明もあった中で、なぜこういうような給付費が大きな伸びを見たのかという点、この点だけお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

基準月額が増額となった理由としましては、介護報酬改定の影響並びに高齢化の進展に伴い、今後、要支援・要介護認定者数も増加していくものと推計し、サービス給付費の増額を見込んだためです。

岩出市の高齢化の状況においては、当市の高齢者の状況は、今のところ65歳から74歳の前期高齢者の割合が、75歳以上の後期高齢者の割合より高い状況です。しかし、今後、後期高齢者の割合が増加すると推計しており、それに伴い、介護を必要とする高齢者が増えていくと予想されるものです。それによって、基準月額が増となったこととなります。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第10号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案10号では、5点お聞きをしたいと思います。

今回、一般会計の補正予算の中では、退職手当の特別負担金というのが記載されていますが、これについては何名分を想定されているのかという点。

それと2点目は、浄化槽の設置整備事業という部分で、年々、対象地域というのが減ってきているわけなんです、去年から今年ですね、補助対象地域の減というのは、どの辺の地域がそのような形になって、どれぐらいの面積が減少になったのでしょうか。この点をお聞きしたいと思います。

それと、農地等の防災事業費で測量設計委託料とあるんですが、防災工事そのものの自身が、どのような工事をする中身なのか、この辺をお聞きしたいと思います。

それと、4点目には、金屋荊本線についての工事の完了時期ですね、これについては、今のところ、いつを想定しているのかという点。

それと、5点目は、下水道事業会計において、出資金の減額というのがあるんですが、その理由はどういうものなのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員ご質疑の1点目、退職手当特別負担金、何名分なのかについてですが、15名分を計上してございます。

○福山議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 質疑の2点目について、通告に従いお答えします。

浄化槽設置の補助対象区域は、市内全域における公共下水道認可区域外の地域が浄化槽設置の補助対象となるものであり、公共下水道認可区域の拡大により、補助対象区域は市内全域で減少しております。

○福山議長 土木課長。

○矢代土木課長 増田議員ご質疑の3点目、4点目についてお答えいたします。

まず、3点目、農地等防災事業の防災工事についてですが、根来地区にある丹生池について、堤体、余水吐、緊急放流施設等の改修を行う工事です。

4点目、金屋荊本線の完了時期についてですが、令和12年度の完了を想定しています。

○福山議長 上下水道業務課長。

○伊野部上下水道業務課長 増田議員ご質疑の5点目についてお答えいたします。

下水道事業会計につきましては、以前の特別会計時には、一般会計からの繰出金として歳入に計上しておりましたが、企業会計の導入からは、地方公営企業法に基づき、収益的収入予算には繰出金、資本的収入予算には出資金として計上してございます。出資金の減額理由につきましては、事業費並びに企業債の元金償還金が確定したことによるものでございます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点目は浄化槽の関係なんですけど、市内全域で、今、減っているんだというそういうお話でした。現実的には、今、下水道が進んできている中で、残っている地域ですね、残っている地域というのは、大まかなところで結構ですんで、在所名は。残っている地域というところでは、どの辺の地域が最終的にまだ補助対象の地域、今回の浄化槽の補助対象地域となっているのかという点、この点をお聞きしたいと思うんです。

それと、今回、令和2年度の補正ですね、これを策定していく中で、これまで岩出市としては、予備費対応という形で1億5,000万円計上してきました。実際には、今回これだけコロナ禍の下で1億5,000万円、この有効活用という部分についてはされていないんですが、この点については、予備費対応面という点についてはどういような観点で活用しなかったのか、それを活用するという考えを持たなかったのかというのはどういう理由なのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

生活環境課長。

○牧野生活環境課長 増田議員の再質疑について、浄化槽の区域が減少している、大体どの辺りかというところがございます。浄化槽の補助区域につきましては、公共下水道の認可区域という形にございまして、今現在、公共下水は897ヘクタールが認可区域となっておりますので、その以外が補助対象区域となっております。

○福山議長 総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑の予備費1億5,000万、有効活用ということですが、通告外の質疑でございますので答弁を差し控えさせていただきます。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第11号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 11号では国保の補正予算ですが、医療給付費分と、そして介護納付金分、これにおける減免措置という部分については、計算方法ですね、どういうふうに減免措置の計算をしてきたのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 医療給付費分、介護納付金分における減免措置金額はどのように計算したのかについてであります。令和2年度中における新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国保加入者であって、世帯の主たる生計維持者が事業収入や給与収入など収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであり、前年の所得の合計額が1,000万円以下であり、収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年所得合計額が400万円以下であること、この全ての条件に該当した場合、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じて、減免割合10分の2から10分の10を乗じて得た金額の算出額全体が、医療給付費分及び介護納付金分に係る保険税額の減免措置金額となります。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今回の金額は算定されているんですが、その対象人数とかというのは何人ぐらいを想定されているんでしょうか。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

何人ぐらいを対象にしておるのかということではありますが、医療給付費分の見込みとして81件、介護納付金分の見込みとして63件を見込んでございます。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第3号から議案第15号までの議案13件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第15号までの議案13件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時40分から再開いたします。

休憩 (10時25分)

再開 (10時40分)

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第16号 令和3年度岩出市一般会計予算～

日程第21 議案第22号 令和3年度岩出市下水道事業会計予算

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

日程第15 議案第16号 令和3年度岩出市一般会計予算の件から日程第21 議案第22号 令和3年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間30分以内で通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第16号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 議案第16号、これは来年度の一般会計予算という形になるわけなんです

が、現在、新型コロナの影響によって、まさに市民生活が疲弊しているというような状況が続いてきている中で、新しい年度の予算というのは、本当に市民の暮らしを守る、生活を守っていくと、そういう視点が求められる予算でなければならないというふうに考えられるわけなんです。こんな点で新しい年度の予算、これについては、市として市民生活への支援、また既存事業、こういう部分において新たな改善策というものが、どのように新年度の予算としてなっているというふうに、市として考えているのかという点、この点をまずお聞きをしたいと思います。

2点目は、新規事業という点については幾つか取り組まれているわけなんです。その中でも生活道路のエリア対策という部分については1,610万円と、また新婚新生活支援事業として60万円と、市制施行の15周年記念事業に164万円、それ以外にも公立保育所や私立保育所の施設の整備関係や中央公民館の改修というようなものが計上はされているんですが、しかし、このような市民生活が大変になってきている中で、直接市民の懐を暖めるというような施策が見えないというような状況ではないかと感じる場所があるわけなんです。現在のような市民所得の低下がある中で、新年度においては市民に対しての経済支援策、これがないのはなぜなのかと、この点をお聞きをしたいと思います。

また、3点目には、新たに予備費という形で2億3,500万円計上がされてきています。こういったお金を市民生活、この改善のいろんな各種施策に使わないで、予備費対応とした理由はそもそもなぜなのかと、この予備費対応の理由についてお聞きをしたいと思います。そして、このような莫大なお金についての予備費、これはどのような場合に使うことを市としては想定されているのか、この点をお聞きしたいと思います。

それと、新しく4点目として、小学校においては新しく35人学級というものを進めていかなきゃいけないという状況が生まれてきています。これについては、年度年度については、どのように市として進めていく考えなのかという点、これをお聞きしたいと思います。

5点目については、今GIGAスクール構想というのが始まって、そしてその対応についても岩出市としてもされてきていると思うんです。しかし、そんな中で、ICTの支援員というものが必要になってきており、そして国のほうからもICT支援員のための補助というお金も出てきているわけなんです。この点については、ICT支援員という部分についての体制面については、どのような体制を取っていくのかという点、これをお聞きしたいと思います。

それと、今、第3次長期総合基本計画という部分が進められていくわけなんです  
が、この点については、市としても市民と協働した、そういう取組と部分について  
も非常に大事な点で、やはり市民生活を守っていくという点では、いろんな市民の  
皆さんの意見を含めて、対応策なんかが、やっぱり聞いていくという対応なんかも  
求められてきていると思うんですね。その点については、今後どのように市として  
は進めていく考えを持っているのか、今年度ではどのように対応していくのかとい  
う点、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 議員ご質疑の1から3点目についてお答えいたします。

まず、1点目の令和3年度の一般会計当初予算編成については、新型コロナウイルス感染拡大による税収の落ち込みが想定され、社会保障関係費の増加、自然災害への備え、新型コロナウイルス対策などにより厳しい状況が見込まれる中、市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」を実現するため、健全財政の堅持を財政運営の軸としつつ、国土強靱化対策、下水道整備、観光振興、学力向上及び福祉の充実に引き続き重点を置き編成に取り組んでまいりました。

なお、既存事業の改善については、PDCAサイクルによる検証を行い、市民サービスの質の向上に取り組んでおります。

次に、2点目、3点目のご質疑について一括してお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで国の新型コロナウイルス対応地方創成臨時交付金を活用しつつ、各種対策や支援策を講じてまいりました。令和3年度の対策について検討を進める中で、国の第3次補正による臨時交付金の3次交付分の詳細決定が予算編成スケジュールに間に合わず、また令和3年度における新型コロナウイルスの感染状況や影響が不透明であることを勘案し、あらゆる事態に臨機応変に対応することができるよう新型コロナウイルス対応予備費として、2億円を増額計上いたしました。

なお、新型コロナウイルス対応予備費については、令和3年度における新型コロナウイルスの感染状況や影響を見極めた上で、新型コロナウイルス対応事業への充用を予定しております。

以上です。

○福山議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 増田議員ご質疑の4点目と5点目についてお答えいたします。

まず、4点目の小学校費において35人学級対応をどのように進める計画なのかについてですが、35人学級は、来年度の小学2年生から年次計画的に5年間かけて、小学校全学年に実施されるものです。また、和歌山県教育委員会の方針で、既に小学2年生までの35人学級を実施しているため、令和3年度の実施については問題ございません。

続きまして、5点目のGIGAスクール構想下、ICT支援員はどのような体制を取っていくのかについてですが、現在、指導主事や教育総務課職員とパソコンやソフトウェア納入業者が協力して、教員向けの基礎研修を行っております。また、今後も納入業者との5年間のヘルプデスク契約を行っており、随時、各学校が直接電話サポートを受けられる体制となっておりますので、ICT支援員の導入は、現在のところ考えてございません。

○福山議長 答弁願います。

市長公室次長。

○正木市長公室次長 増田議員、6点目のご質疑にお答えします。

第3次岩出市長期総合計画では、多様化、複雑化する市民ニーズや地域課題に対し、限られた財源の中、計画的にバランスよく施策を進めていくために、市民と行政が力を合わせた協働のまちづくりを進めていくことが重要としております。

これまでも環境美化、見守り、防災等の地域活動をはじめ、様々な分野で、市民、地域との協働による取組を進めてまいりましたが、引き続き対話と協調を本市のまちづくり理念とし、市民、関係組織、団体、行政が連携した協働のまちづくりに取り組んでまいります。

以上です。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほど、予備費関係の部分については、コロナの対応事業なんかも想定されるんだということを言われていました。この点で、私はなぜ当初予算から予備費という形での2億3,500万円なのかというのが理解ができないんです。本来ならば、やはり市民の予備費対応ではなしに、市民策へのしっかりとした市の施策として予算を組むべきではないのかという点が、私はどうも理解ができないところがあります。そういう点で、どうして2億3,500万円、市として今後必要となってくるんだということを考えたのか、2億3,500万円が必要となる根拠、これはどういう点で2億3,500万円要るんだということを考えたのか、この点をお聞きをしたいと

思います。

それと、新規事業関係については、市長の施政方針の中で、生活道路エリア対策という部分については、少し詳細なんかも載っていましたが、新婚新生活支援事業、60万円だけなんですけど、こういう部分なんかも新規事業として出てきています。この事業については事前説明のときなんかでも、一切ちょっと触れなかって、中身自身が全く分からないというような状況になっています。この新婚新生活支援事業とは、そもそもどのような事業なのか、この説明を求めたいというふうに思います。

それと、小学校の部分においては、35人学級対応については問題がなくいくんだということなんですけど、少し心配する点は、今後、岩出市、他の地域とは違って、宅地開発なんかもどんだん進んでくると。そういう状況が今も生まれてきています。そんな点で、将来的に、今後の部分の中で、学級数の増というようなことなんかも想定されるということはないのかどうか、その点についての新しい教室なんかをつくっていくという、そういう必要性という、そういう点なんかについてはどのように考えておられるのかという点、その点を再度お聞きしたいと思います。

それと、G I G Aスクール構想では、市の考えでは、現在の教員、今の教員さんを研修していくんだという、そういう考え方なんですけど、この点では、やはり今の多忙な教員の実態がある中で、新たな負担、そういう部分になるのは、これ必至やと私は思うんです。そういう点では、やはりこういうふうに、現在の教員に新たな負担を強いるんじゃないし、しっかりとしたICTの支援策という部分について求められてきているんじゃないかという点があるんですけど、この点について、ちょっとどう市として考えておられるのかという点、この点だけお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 再質疑にお答えいたします。

従前よりコロナ対応の事業に関しましては、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用しつつ、各種施策を実施してまいりました。令和3年度の対策について検討を進める中で、国の補正によります臨時交付金の詳細決定が予算編成スケジュールに間に合わなかったため、予備費の対応とさせていただきます。

予備費の2億円の根拠に関しましては、臨時交付金の第1次交付分が1億8,786万4,000円となっておりますので、緊急時の応急対応を適切に講じることができ

るよう、繰り上げて2億円としたところでございます。

以上です。

○福山議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

35人学級教室数につきましては、既に令和7年度まで教室数の試算を行っておりますが、不足する心配はございません。

続きまして、GIGAスクール構想ICT支援員の配置についてですが、現在は、先ほども述べました体制で対応可能と考えておりますが、今後の各学校での状況に応じて、必要であれば検討してまいります。

○福山議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 増田議員の再質疑にお答えします。

結婚生活支援事業というものは、どういうものかということだと思いますが、結婚に踏み切れない主な要因が、経済的理由であることを踏まえ、新婚世帯に対し、結婚に伴う新居の住宅取得費用の一部を補助するものでございます。対象世帯は、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下、かつ世帯所得400万円未満の新規に婚姻した世帯で、婚姻後1年以内に市内で住宅取得を行う世帯に対し、1世帯当たり30万円を補助するものです。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほど、予備費対応については、国の対応が間に合わなかったからというような説明をされました。その考えから、他の自治体なんかでは、しっかりと新型コロナ対策という形で、各種の事業という部分については計上してきているんですね。他の自治体でできて、岩出市が予備費対応しか対応できないというのは、これ少し私はちょっと納得できないところがあります。

そういう点では、今言われたそういう部分については、2億3,500万円、これを新年度の部分の中で、しっかりと市民に還元していく、そういう施策なんかについては、予算当時では、国が間に合わなかったから、国の部分として間に合わなかったから考えられないとしたとしても、今年度中には、この2億3,500万円分、これをしっかりと事業、予備費からしっかりと市民の対応策として使っていく、そういう考えを持っているというふうに考えていいのかどうかという点の確認をしたいと思います。

それと、結婚新生活支援事業ですね、60万円、今の説明では1世帯30万円という

基準だという形で、要するに、岩出市では2件ですね、該当するのは2件しかない。この点について、本当に新婚の新生活を支援していくというこの中身について、なぜ2名ということをご想定したのか。新婚という部分については、毎年どのぐらいの方が結婚されるのかという点、ちょっと私分からないところがあるんですが、岩出市は、やっぱり若い家庭なんかも多いという部分の中で、市としては、大体、毎年毎年どれぐらいの方が、岩出市の中で結婚されておられるというふうにご考えておられるのか。

そして、1世帯30万円という部分、これについては、支給については、直接住宅取得という部分なので、持家の方とアパートの方なんかもあると思うんです。そういう点では、アパートなんかでは、生活面として毎月毎月支払っていきなさいけないという側面なんかが出てくるんだけど、持家の方はそういうことは要らないとしたとしても、やっぱり違いというのがあると思うんです。

そういう点では、やっぱり同じ新婚家庭を支援をしていくという視点からでは、市としての支援策という点では、非常に脆弱な部分があるんじゃないかなというふうにも思っていますし、なぜ2件分しか、せっかくいい考えやと思うんです。でも、なぜ2件というふうにご算定してきたのかという点、この点をちょっと再度お聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

財務課長。

○西浦財務課長 再々質疑にお答えいたします。

令和2年度中の感染症対策事業に関しましては、市民の皆様に対する支援事業に対する支援、公共施設等における感染予防、感染拡大防止に向けた取組の各事業を実施してまいりました。第3次分に関しましても、状況や影響を見極めた上で、対応事業を今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○福山議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 増田議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

今回の事業、なぜ2件かというところなんですが、今回、結婚新生活支援事業につきましても、国の地域少子化対策重点推進交付金という補助金を受けて行います。うちとしましても人口がこれから減少するかもしれないという事態を迎えておりますので、やはり岩出市に住んでいただける方という観点から、アパートとかの賃貸のお住まいではなくて、住宅の取得をされる方に対して補助金を出すという形で、

今回考えました。

ただ、新婚ですぐに住宅を取得される方というのが、どの程度おられるかというのをちょっと統計的にも出すことが難しいところもございましたので、今年度、試験的に2件という形で予算のほうは計上しております。

○福山議長 続きまして、議案第17号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 17号の国保会計については、4点お聞きをしたいと思います。

この国保会計では、国保税収において4,500万円を減としてきています。これは新型コロナの減収なんかが想定されるんですが、実際には、そういった中で、国保の中で4,500万円という計算した根拠とその理由ですね、どのような計算をした上で、4,500万円減になるという見込みを立てたのかという点。

2点目には、国保加入者の点においては、人数減というような説明もございました。その点では、前年比との国保加入者の世帯数と加入者数について、どういうふうに市として想定しているのかという点、これをお聞きしたいと思います。

あと3点目としては、特定健診事業費、ここにおいては未受診者に対する対策業務ということに対する委託料というのが非常に大きな割合を占めてきています。そういう点では費用対効果という点については、市としてどのような効果があると思っているのかという点、これをお聞きしたいと思います。

4点目は、予算書の中において、パートタイム会計年度任用職員というのが2名減というようなことが出てきていますが、この点については、職員体制の後退という部分につながらないのかどうか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員ご質疑の1点目の国保税収において、4,500万円減とした理由はについてであります。被保険者数の減少分や税制改正に伴う低所得者の軽減制度拡充による減少分を見込んでいるほか、今般の値下げの税率改正による減収分を見込み、前年度対比で減額の予算計上を行っております。

2点目の国保加入者の人数減という説明もあったが、前年比の世帯数と加入者数についてはあります。令和2年4月1日時点と令和3年4月1日時点との比較で、世帯数については17世帯の増加を見込み、一方の国保加入者数は95人の減少を見込んでおります。

3点目の特定健診事業費では、未受診者対策業務委託料の比率が大きいですが、費用

対効果はどれくらいあると見ているのかについてであります。健診未受診者に対し、コールセンターが専門職による電話勧奨事業を新たに実施するための予算計上をしており、この事業により健診未受診者の行動変容を促していくことで、健診受診率の向上につなげていきたいと考えております。この健診受診率を上げていくことによって、疾病の早期発見、早期治療を促し、疾病の重症化予防にもつながり、結果として、中長期的に見まして、医療費の適正化を図ることも見込まれるため、事業の導入費用に対する効果は十分にあるものと考えております。

4点目のパートタイム会計年度任用職員が2名減となっているが、職員体制の後退はないのかについてであります。パートタイム会計年度任用職員として、本市に登録している職員数は、昨年度との比較では人数の減となりますが、このうち7時間勤務の任用職員が1名のみであり、残る任用職員は、月に数回、保健事業を実施する都度、必要に応じて短時間の勤務をしております。令和3年度に減少するのは短時間勤務の任用職員であり、事務事業の遂行に支障を来すことはございません。以上です。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第19号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 この後期高齢者医療については、2点お伺いしたいと思います。

保険料そのものについて、553万円の減という予算となっておりますが、その理由についてお聞きをしたいと思います。

それと、後期高齢のうち特別徴収、また普通徴収されている人数、これをどれぐらいの人数という形で想定されているのかという、人数だけお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 まず、1点目の保険料で553万円の減の予算となっているが、その理由はについてであります。保険者である和歌山県後期高齢者医療広域連合に確認したところ、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少すると見込んでいるための保険料の減でございます。

次に2点目、特別徴収、普通徴収の人数はについてであります。特別徴収と普通徴収の割合により、それぞれ予算額を振り分けており、人数では算出しておりま

せんが、保険料額の割合としましては、特別徴収で60.45%、普通徴収で39.55%を見込んでおります。

なお、令和2年度保険料の実績につきましては、7月の決定時点で、特別徴収が4,268人、普通徴収が1,446人となっております。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第16号から議案第22号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第17号から議案第22号までの議案6件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、議長において指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することに決しました。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、予算審査特別委員会委員に、梅田哲也議員、奥田富代子議員、福岡進二議員、吉本勸曜議員、大上正春議員、山本重信議員、市來利恵議員、以上7人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第16号の審査につきましては、3月12日金曜までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に付託いたしました議案第16号の審査につきましては、3月12日金曜までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

ただいま選任いたしました委員の皆様へ通知いたします。

本日、本会議終了後、予算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果につきましては、選出され次第、文書にて報告いたします

~~~~~○~~~~~

日程第22 発議第1号 産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出について

○福山議長 日程第22 発議第1号 産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

田中宏幸副議長、演壇でお願いいたします。

○田中副議長 発議第1号 業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年3月4日提出

|     |         |    |    |
|-----|---------|----|----|
| 提出者 | 岩出市議会議員 | 田中 | 宏幸 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 玉田 | 隆紀 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 増田 | 浩二 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 梅田 | 哲也 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 山本 | 重信 |

(提出先) 和歌山県知事

本文の朗読は省略させていただき、提案理由の趣旨を申し上げます。

現在、民間事業者により、岩出市根来地内に産業廃棄物処理施設の建設に関する

図書が、和歌山県に提出されています。

本市の北の玄関口に位置する建設計画地周辺は、企業が立地し、近隣には多くの文化遺産や岩出図書館などが立地する文化・教育の交流拠点として、また文化遺産と自然が調和する観光拠点として位置づけられている地域となっています。

石綿や水銀を含む産業廃棄物を高温溶融で処理する当該施設は、日本国内では実績がありません。また、搬入保管される廃棄物が、地震などによる崩壊で飛散・流出すれば、周辺のみならず、広範囲に影響を与え、原状回復は極めて困難となるおそれがあるため、施設を建設することに断固反対するものであり、許可権者である和歌山県に、許可しないよう、意見書を提出するものであります。

各議員におかれましては、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○福山議長 ご苦労さまでした。

これで、提出者の趣旨説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月16日火曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は3月16日火曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時17分)